



「文化芸術支援について」

文化庁参事官（芸術文化担当）付



背景・課題

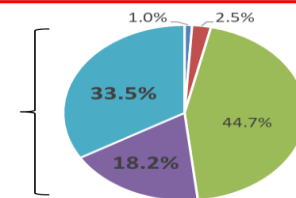
- 近年のコロナ禍の影響により、文化芸術団体等は、公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。
- そのような中、オーケストラ、演劇、バレエ、能楽など各分野の統括団体の機能の重要性が再認識された。



- 従来の各公演等ごとの支援から、ポストコロナの舞台芸術の全国的な復興に向けて芸術団体等への支援スキームを改善。
- 文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化、文化的地域格差を解消しあらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供。

コロナによる国民の芸術鑑賞機会の減少

- 大幅に増加した
- やや増加した
- 変わらない
- やや減少した
- 大幅に減少した



事業内容

人材育成



学校巡回公演

● 子供育成推進巡回公演

1,310公演程度
国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において質の高い舞台芸術公演を実施

● 山間・へき地等巡回公演

560公演程度
山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において合同で公演を実施



芸術家等人材育成

- 統括団体等による、若手芸術家・スタッフ等を対象とした公演・ワークショップ・研修会等の実施
- 芸術大学等における実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材の高度な能力育成・人的交流を促進

創造活動の推進



創造団体等向け支援

文化芸術創造団体等が行う優れた公演等創造活動への支援

- 公演事業支援(一般)
- 公演事業支援(ステップアップ)
将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待され、優れた芸術作品を生み出すことが期待される法人設立後10年以内(初回採択時)の芸術団体の公演・創造活動への支援
- 劇場・音楽堂等と文化芸術創造団体との共同制作支援
- 劇場・音楽堂等の研修事業や情報提供等の実施

発信・海外展開・人材交流



全国キャラバン

舞台芸術分野の統括団体が企画する、我が国の舞台芸術を牽引する大規模かつ質の高い公演等の実施や国内外への配信、全国ネットワークの構築



我が国を代表する芸術団体等支援

我が国を代表する芸術団体等が行う優れた公演等創造活動への複数年支援

- 70団体程度(最大3年間)
- 劇場・音楽堂等8団体程度(最大5年間)



国際芸術交流支援

- 海外国際フェスティバル参加等支援
10公演程度
- 国内で開催される国際的舞台芸術イベントの支援等
4公演程度

アウトプット (活動目標)

- 子供の舞台鑑賞者数
(R3年: 251,035名⇒R5年: 376,553名)
- 国内における舞台芸術公演数
(R3年: 1,685公演⇒R5年: 2,528公演)

アウトカム (成果目標)

- 我が国の文化芸術の国際的評価の向上、国際的に活躍する人材の増加
- 文化芸術団体等の経営基盤安定化
- 地域格差をなくし、日本各地で質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供

インパクト (国民・社会への影響)

文化芸術に触れることで、あらゆる人の心を豊かにし、また、文化芸術投資が生み出す経済効果により国を豊かにし、さらには、我が国の国際プレゼンスを向上させ、世界平和に貢献する。

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和4年度 沖縄県

令和5年度 石川大会 令和5年10月14日（土）～11月26日（日）

令和6年度 岐阜県、令和7年度 長崎県



開会式（美ら島おきなわ文化祭2022）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 23件
- ・地域文化を活かした芸術公演・発表・展示 85件

アウトカム（成果目標）

- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・地域の文化財の積極的活用

インパクト（国民・社会への影響）

- ・県内の文化活動の活発化、裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

背景・課題

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。昭和52年度より実施。皇嗣殿下ご出席。
令和4年度 東京都、令和5年度 鹿児島県、令和6年度 岐阜県、令和7年度 香川県

事業内容

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

- 優秀校東京公演
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。
- 伝統芸能公演等
地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。



全国高等学校総合文化祭
優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭

- 文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか



東京大会 総合開会式



東京大会 パレード

高等学校文化部活動 指導者養成事業

- 高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。



研究大会沖縄大会

アウトプット（活動目標）

- ・開会式でのフェスティバルや各部門ごとの公演・発表 22件
- ・国際交流（海外高校生の招聘）3カ国
- ・優秀校東京公演の開催（トップレベルの芸術公演） 1件

アウトカム（成果目標）

- ・若年層の芸術文化活動への参加意欲の喚起
- ・全国の高校生の文化部活動の活性化
- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・高校生の国際感覚の醸成
- ・文化芸術活動の全国発信

インパクト（国民・社会への影響）

- ・創造活動水準が向上
- ・日本文化の担い手の育成に寄与
- ・豊かな人間形成を促進
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客向上

背景・課題

<p>〈平成29, 30年の学習指導要領改訂より〉 総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。 音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。</p>	<p>将来の文化芸術の担い手や観客育成</p> <p>未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。</p>	<p>小学校・中学校・特別支援学校等を対象</p> <p>各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。</p>	<p>文化芸術体験</p> <p>文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。</p>	<p>共生社会の実現</p> <p>障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることにより、共生社会の実現へ寄与する。</p>	<p>芸術教育の充実</p> <p>研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。</p>
--	---	---	---	--	--

事業内容

「舞台芸術等総合支援事業」分

1.巡回公演事業

件数：1,870公演（予定）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

2.ユニバーサル公演事業

件数：200公演（予定）

- 小学校、中学校、特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

3.芸術家の派遣事業

件数：2,990公演（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、体育館等で公演等を実施。

4.文化施設等活用事業

件数：110公演（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

5.コミュニケーション能力向上事業

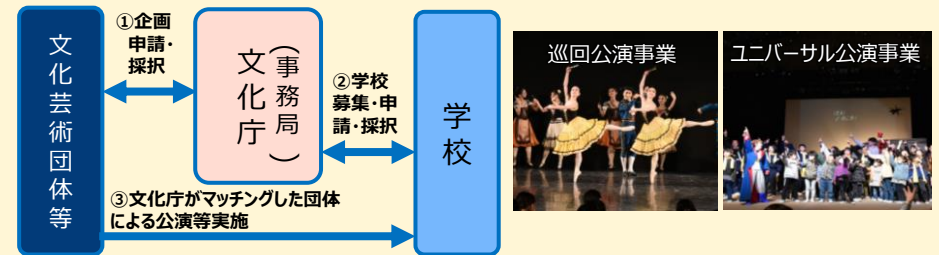
件数：200公演（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を実施。

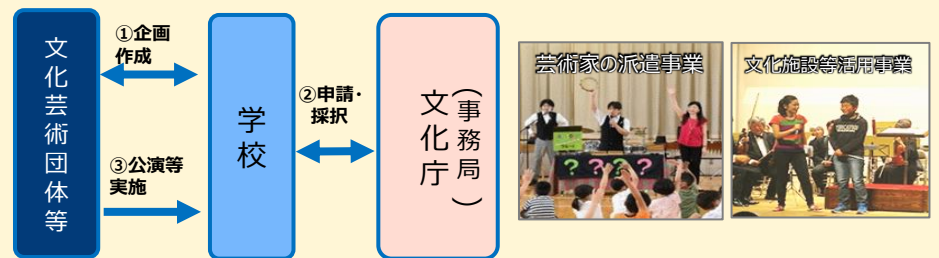
6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

事業スキーム（巡回公演事業（※R4限り）、ユニバーサル公演事業）



事業スキーム（芸術家の派遣事業、文化施設等活用事業、コミュニケーション能力向上事業）



アウトプット（活動目標）

- 巡回公演事業 1,870公演
- ユニバーサル公演事業 200公演
- 芸術家の派遣事業 2,990公演
- 文化施設等活用事業 110公演
- コミュニケーション能力向上事業 200公演

アウトカム（成果目標）

- 文化芸術団体による公演の鑑賞
- 文化芸術への親しみの向上
- 豊かな創造性や感性の育成
- 表現の多様性や障害への理解を深める

インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

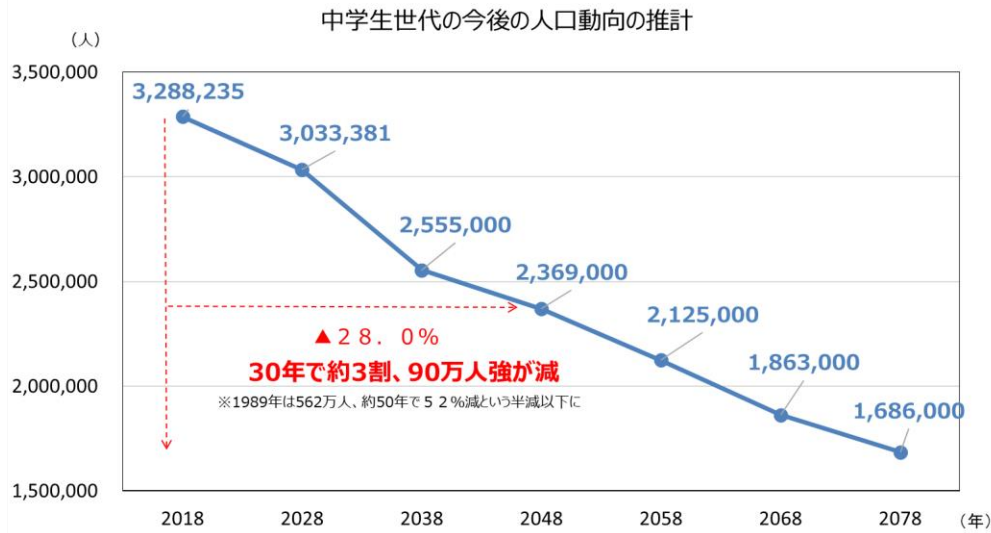


部活動の地域連携・地域移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

スポーツ庁
文化庁

少子化・人口減少の加速化

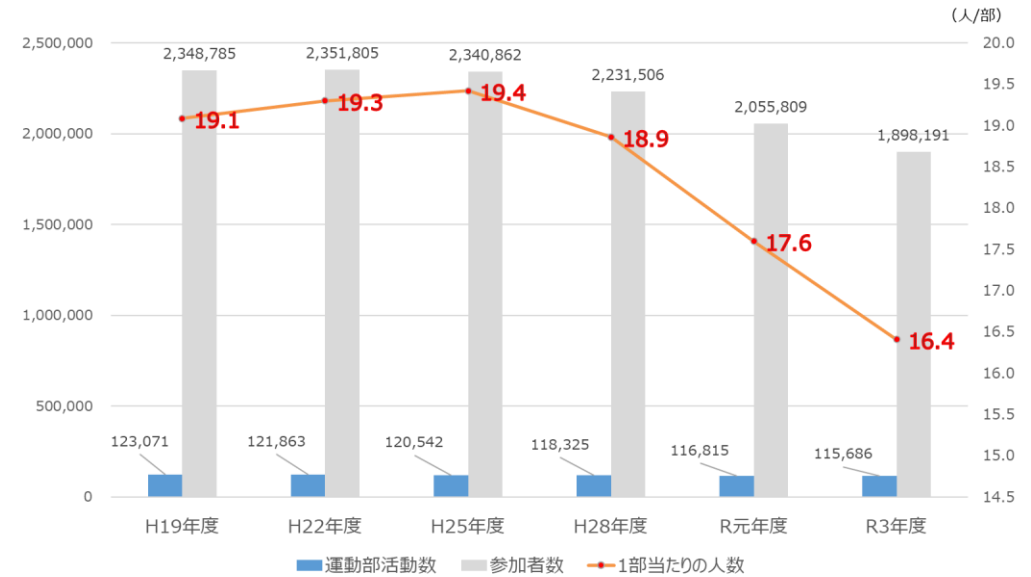
- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。**



中学生世代の人口数は4月1日時点において12~14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2017年5月)により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」の「1. 出生中位(死亡中位)推計」を基に算出。

運動部当たりの参加人数(中学生)

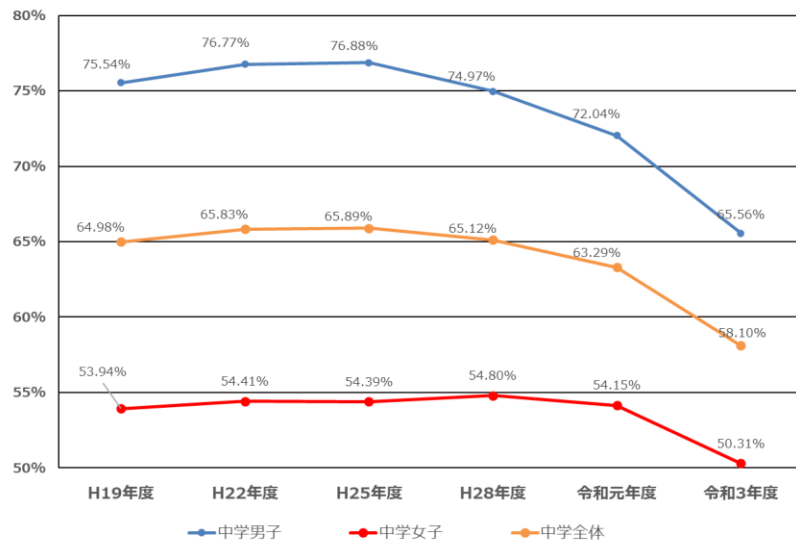
- 1運動部当たりの**参加人数は近年減少傾向**にあり、令和3年度については、16.4人である。



(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動 参加率(中学校)

- 運動部活動への**参加率は減少傾向**にある。



(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

教師の部活動に係る勤務状況(中学校)

- 中学校教諭が**土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍**で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導(集団)	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導(個別)	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ(校外)	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期(H18.10.23~11.19)の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

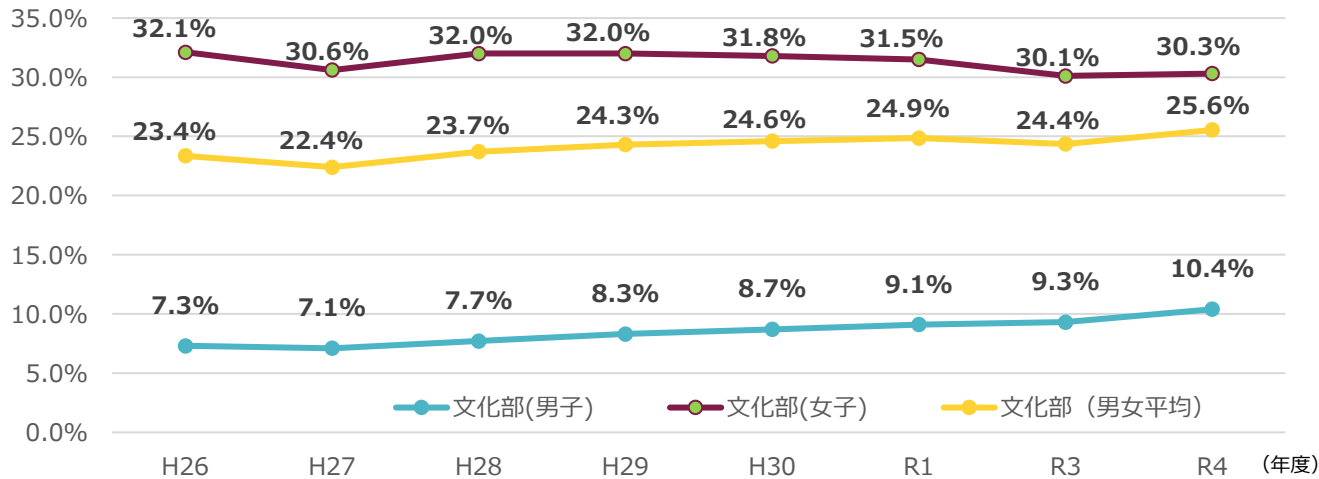
※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。(主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)

(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(確定値)」を基にスポーツ庁において作成

文化部活動を取り巻く現状

✓男女別文化部所属割合の推移

公立中学生男女別文化部所属割合の推移



※ 1：選択肢は「運動部」「文化部」「地域のスポーツクラブ」「所属していない」であり、複数回答可となっている。
 ※ 2：令和2年度は新型コロナの影響により調査中止。

出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

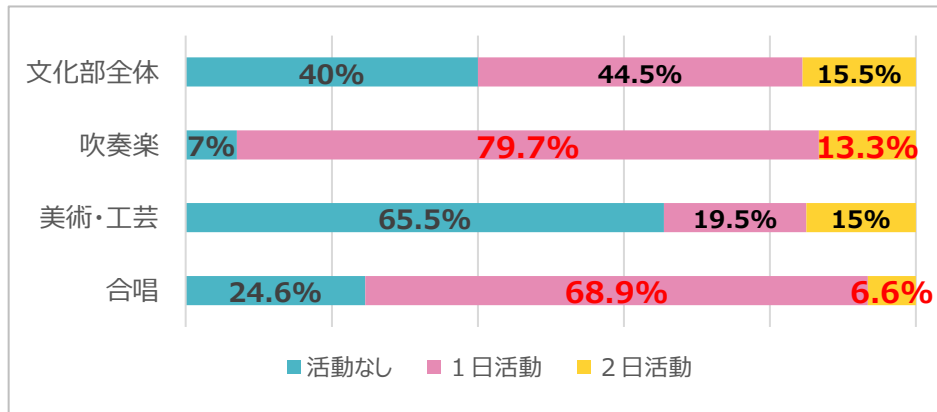
- 文化部に所属する男子生徒の割合が最近増加傾向。
- 休日の活動日数や活動時間が多い文化部は、**吹奏楽部、合唱部**が太宗を占めている。

✓文化部全体に占める部活動の割合

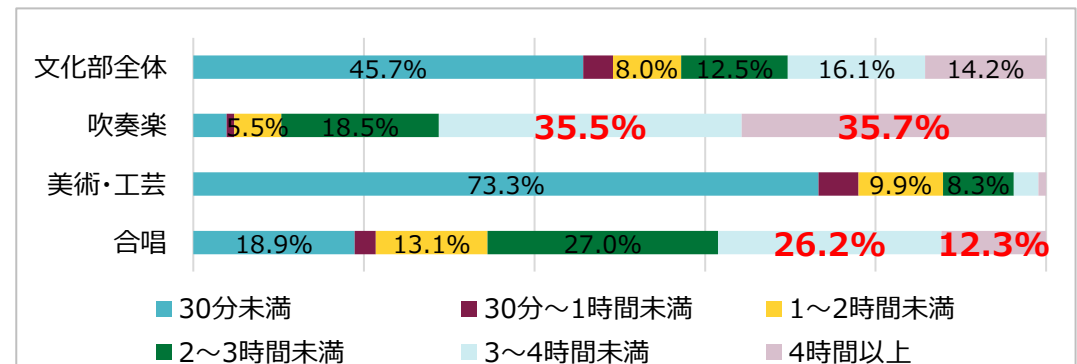
順位	部活動	割合
1	吹奏楽部	29.0%
2	美術・工芸部	24.9%
3	パソコン部	5.0%
4	自然科学部	4.8%
5	合唱部	3.8%

出典：文化部活動地域移行体制整備に関する実態調査（R4.12）

✓休日の活動日数



✓休日の活動時間



出典：文化庁「文化部活動等の実態調査」（R2.3）

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

✓ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築する観点に立ち、文化部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施**されることを目指す。

生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設、文化施設の活用や芸術文化関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

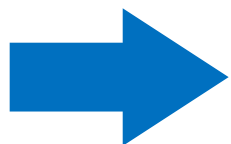
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業**」（**1.2億円**）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動の推進及び新たな受け皿の創設を支援。

各市における部活動の地域移行の取組事例（文化部活動）

（出典）令和3年度地域部活動推進事業における成果報告書等

新潟県胎内市

* 外部指導者やICTを活用した合同部活動の実施

運営団体 : 胎内市教育委員会
胎内市立中条中学校、胎内市立黒川中学校

活動内容

- * 対象部活動：吹奏楽部
- * 指導者：地域の外部指導者、県外の指導者2名、顧問
- * 場所：中条中学校及び黒川中学校 音楽室
- * 保険加入等：日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度適用

取組内容

- * 地域の外部指導者を中心として県外の指導者と連携。
- * ICTとインターネットを活用した遠隔地の優れた指導者による指導。
- * 学校、保護者、地域等の関係者による地域移行の検討会議の実施。

静岡県掛川市

* 特定非営利法人を活動主体とした新たな音楽活動の場の提供と、地域の楽団から質の高い指導を受けることのできる環境づくり

運営団体 : 掛川市教育委員会

活動内容

- * 対象部活動：吹奏楽部
- * 指導者：特定非営利法人理事6人、地域の市民楽団員7人
- * 活動日：水曜日、土曜日
- * 場所：掛川市立城東中学校、市民公民館、生涯学習センター
- * 保険加入等：スポーツ安全保険へ加入

取組内容

- * 特定非営利法人掛川文化クラブを活動主体とし、平日は部活動指導員として指導に関わることで休日の掛川文化クラブでの活動と関連づけ。
- * 市民楽団の楽団員による各パートのきめ細かな指導。

兵庫県淡路市

* 地域の人材バンクの活用や吹奏楽連盟との連携により指導者を確保し、指導者向けの研修用動画を作成

運営団体 : 兵庫県教育委員会、淡路市教育委員会

活動内容

- * 対象部活動：吹奏楽部
- * 指導者：教員OB、地域在住のプロの演奏家
- * 活動日：平日、休日
- * 場所：淡路市立北淡中学校

取組内容

- * 地域人材バンクや吹奏楽連盟との連携による人材の確保。
- * 連絡シートやICTを活用した地域指導者と顧問のスムーズな連携。
- * 指導計画、練習計画の作成等の一部を地域指導者に任せ、パート指導を地域指導者に依頼するなど可能な部分から取組を実施。

徳島県徳島市

* 市内で活動するアマチュア文化団体との連携による技術向上

運営団体 : 徳島交響楽団ジュニアオーケストラ

活動内容

- * 対象部活動：オーケストラ部
- * 指導者：徳島交響楽団所属のアマチュア奏者
- * 活動頻度：月2回程度
- * 場所：徳島中学校
- * 保険加入等：スポーツ安全保険へ加入

取組内容

- * 楽器演奏経験の豊富な指導者の指導により、生徒の技術力の向上と専門外の顧問の精神的負担の大きな軽減。
- * 外部講師によるパート練習や合奏指導、他校との合同練習への引率。

各町村における部活動の地域移行の取組事例（文化部活動）

（出典）令和3年度地域部活動推進事業における成果報告書等

千葉県夷隅郡大多喜町

＊外部指導員（退職教員）、兼職兼業教員による指導の実施

運営団体 : 大多喜中学校後援会

活動内容

- ＊対象部活動：吹奏楽部
- ＊指導者：元県立高校吹奏楽顧問、兼業教員（学校の開錠・施錠）
- ＊活動日：休日
- ＊場所：大多喜中学校、大多喜高等学校、大多喜町公民館
- ＊保険加入等：スポーツ安全保険へ加入

取組内容

- ＊外部講師による専門性の高い指導。
- ＊高等学校を活動場所とした場合、大きな打楽器等の移動負担が解消。

富山県朝日町

＊体育協会が統括するコミュニティクラブと連携・協力した運営団体による活動

運営団体 : 朝日町型部活動コミュニティクラブ

活動内容

- ＊対象部活動：吹奏楽部
- ＊指導者：外部指導者（打楽器、管楽器）、兼業教員（施設管理）
- ＊活動日：平日1～2日、休日
- ＊場所：朝日中学校
- ＊保険加入等：スポーツ安全保険へ加入

取組内容

- ＊施設利用の管理を情報共有ソフト（Teams）により学校、教育委員会、体育施設管理者で共有。
- ＊活動日誌による指導状況等、地域クラブ指導者と学校顧問の情報共有。

山梨県西八代郡市川三郷町

＊文化芸術団体（吹奏楽団）による運営の実施
吹奏楽団の後進育成を見据えた活動

運営団体 : 市川三郷吹奏楽団

活動内容

- ＊対象部活動：吹奏楽部
- ＊指導者：市川三郷吹奏楽団員、楽団音楽監督、顧問
- ＊活動日：休日
- ＊場所：市川中学校

取組内容

- ＊楽団員による担当楽器毎の指導。
- ＊楽団の練習を見学することによる生徒のモチベーションアップ。
- ＊パート毎に練習内容や課題等をまとめ、生徒や次回の指導者が前回の指導内容を見返すノートの活用。

鹿児島県大島郡与論町

＊地域部活動推進協議会による関係部署との緊密な連携による実施
部活動指導員を活用した休日指導

運営団体 : 与論町地域部活動推進協議会（年間5回開催。進捗や課題についての情報共有、解決策の協議）

活動内容

- ＊対象部活動：吹奏楽部
- ＊指導者：地域の演奏家（部活動指導員）、顧問
- ＊活動日：休日
- ＊保険加入等：スポーツ安全保険へ加入

取組内容

- ＊協議会において「指導技術があることのほか、顧問の指導方針を大切にできる人材であること」を地域指導者の選定条件とした。
- ＊令和4年11月に人材バンクを設置し、地域指導者を拡充することとし、SNS等を活用して指導者を募集。（新たに5人の協力申し出があった。）

部活動改革に関する令和4年度の取組

- ✓ 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(6月)、
「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」(8月)

- **休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本**とし、**改革集中期間(達成目標：令和5年度から令和7年度末)**を設定。
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- **平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むこと**が考えられ、**地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**。

- ✓ **スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校校体育連盟等への要請(7月)**

※文化部に関しても、全日本吹奏楽連盟等に対し、同様の要請をしている。

【日本スポーツ協会(JSPO)】

地域におけるスポーツ活動の**実施主体の確保**、地域におけるスポーツ**指導者の質の保障・量の確保**、**大会の在り方の見直し**等(加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援)を要請

【日本中学校校体育連盟】

大会の在り方の見直し(令和5年度から地域のスポーツ団体等の全国中学校校体育大会への参加について、その着実な実施)等について要請

【スポーツ安全協会】

スポーツ安全保険の補償内容の充実を要請

※文化芸術活動も対象

- 令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表(11月)
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」公表(意見募集を11月17日から12月16日まで実施)
- 令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費の計上(11月)
- 令和5年度予算案 閣議決定：地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費(12月)

- ✓ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表(12月)

○ 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という認識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

○ 休日の部活動から段階的に地域移行について、**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として、**地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験した生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性について

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術活動の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。**各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。**

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。**各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。**

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、**令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付け**て支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、**休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める**。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、**地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す**こととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。

イ 国、都道府県及び市区町村は、改革推進期間終了後において、**学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む**。

部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※「『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長、文化庁次長等)において、以下の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)」を周知。
今後、各地方公共団体における**兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。**

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に**関連の記載が盛り込まれているところ**、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。**

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要な見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。

初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の**評価方法の明確化**、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、**活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに**、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③**中学校の教師の負担軽減**に留意すること。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

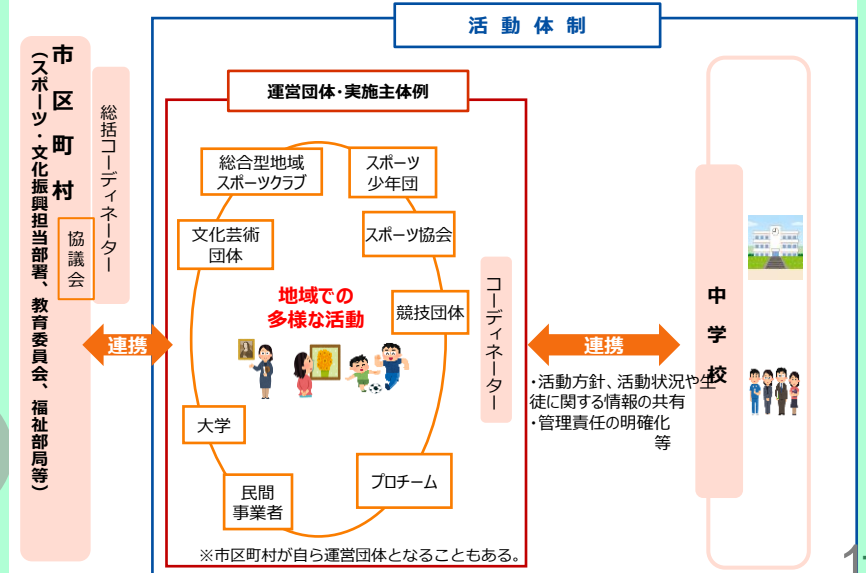
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

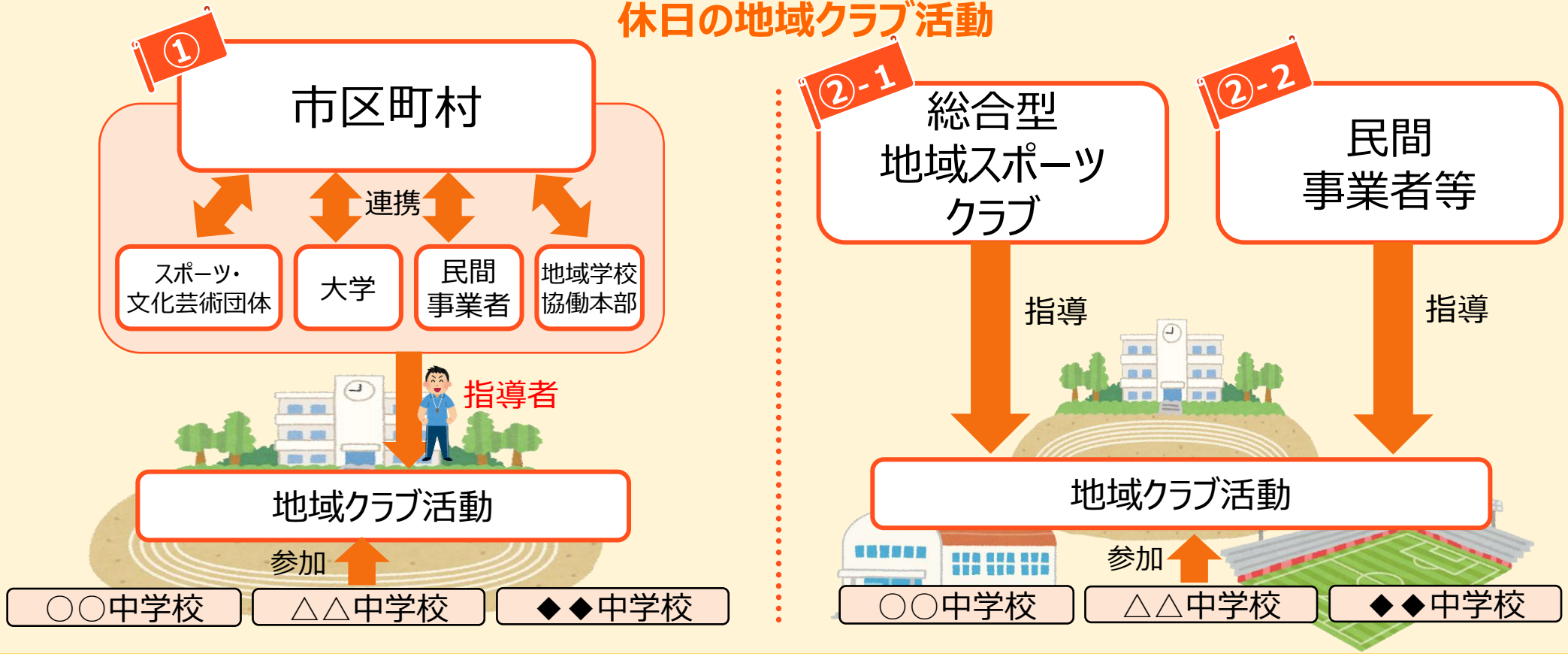
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

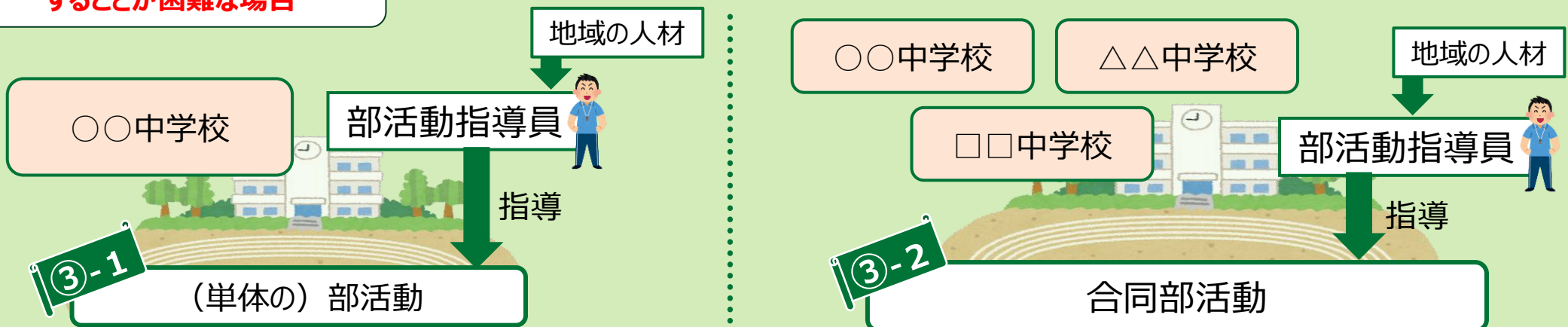


休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

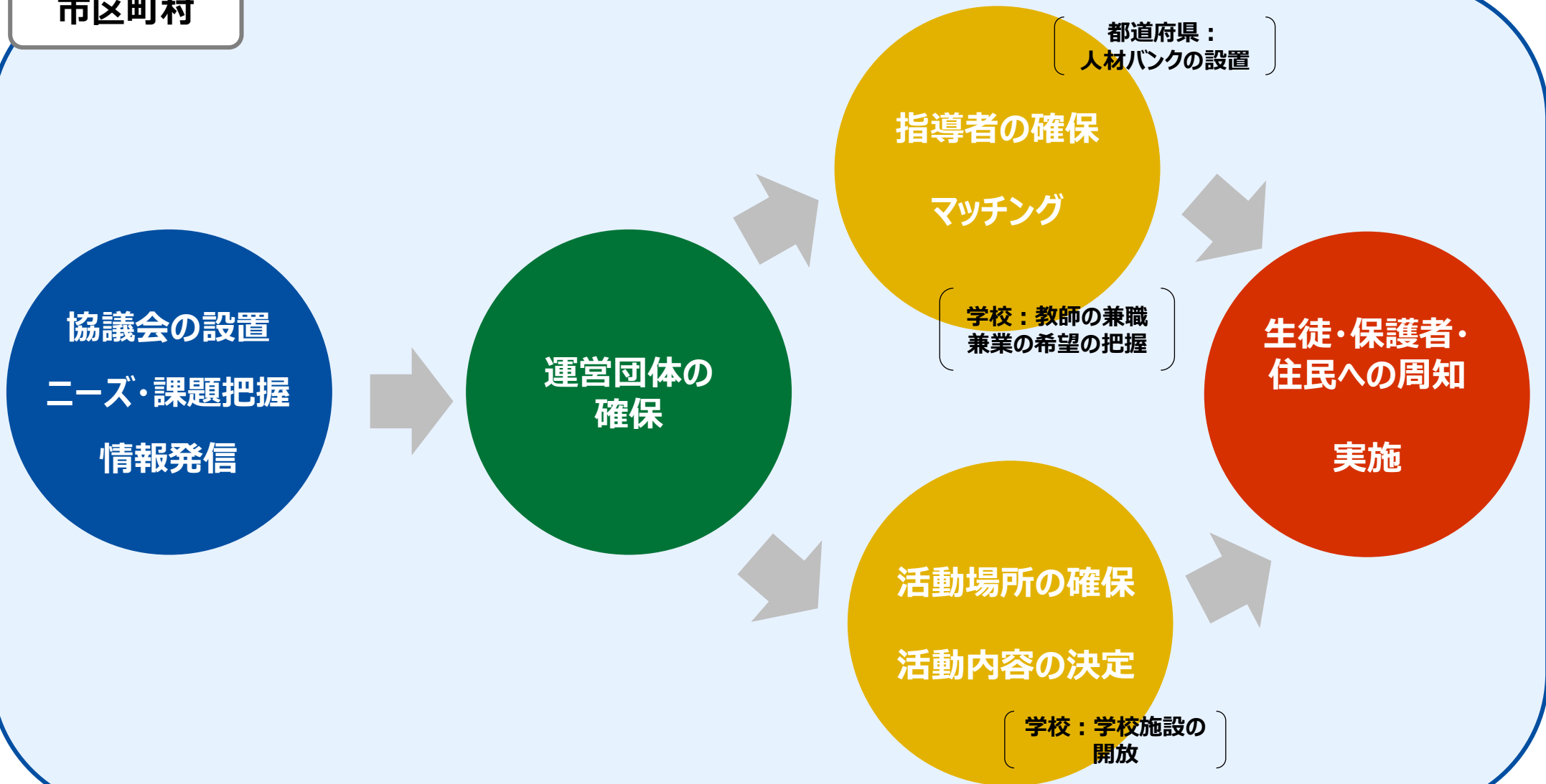


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和4年度第2次補正予算額19億円



方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

事業内容

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

地域移行体制の構築に対する支援

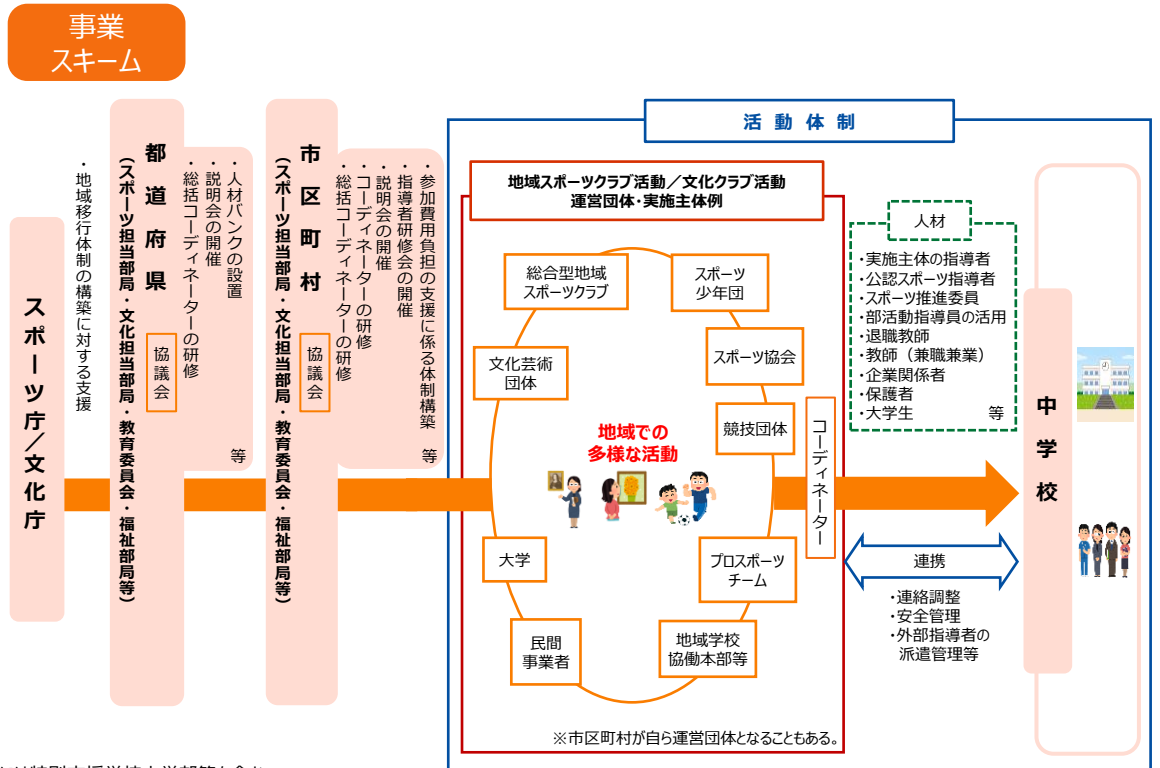
(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う**総括コーディネーターの研修会開催等**に係る経費
- ・地域スポーツクラブ活動／文化クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行う**コーディネーターの研修会開催**に係る経費
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る**協議会開催等**に係る経費
- ・部活動の**地域移行に係る説明会開催**に係る経費
- ・実技指導等を行う**指導者研修会開催**に係る経費
- ・広域的な**人材バンクの設置**に係る経費 ※2
- ・**経済的に困窮する世帯の参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築**に係る経費

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

※2 都道府県のみ対象（補助割合：国1/3、都道府県2/3）

注：本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。



インパクト（国民・社会への影響）

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向けた取り組みを行うことで、子供たちのスポーツ・文化活動の最適化による体験格差の解消に寄与する。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額(案) 28億円
 (前年度予算額) 18億円
 令和4年度第2次補正予算額 19億円



方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業(取組例)

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 多くの部活動の移行
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の利用等**
 - 効果的な活用や管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

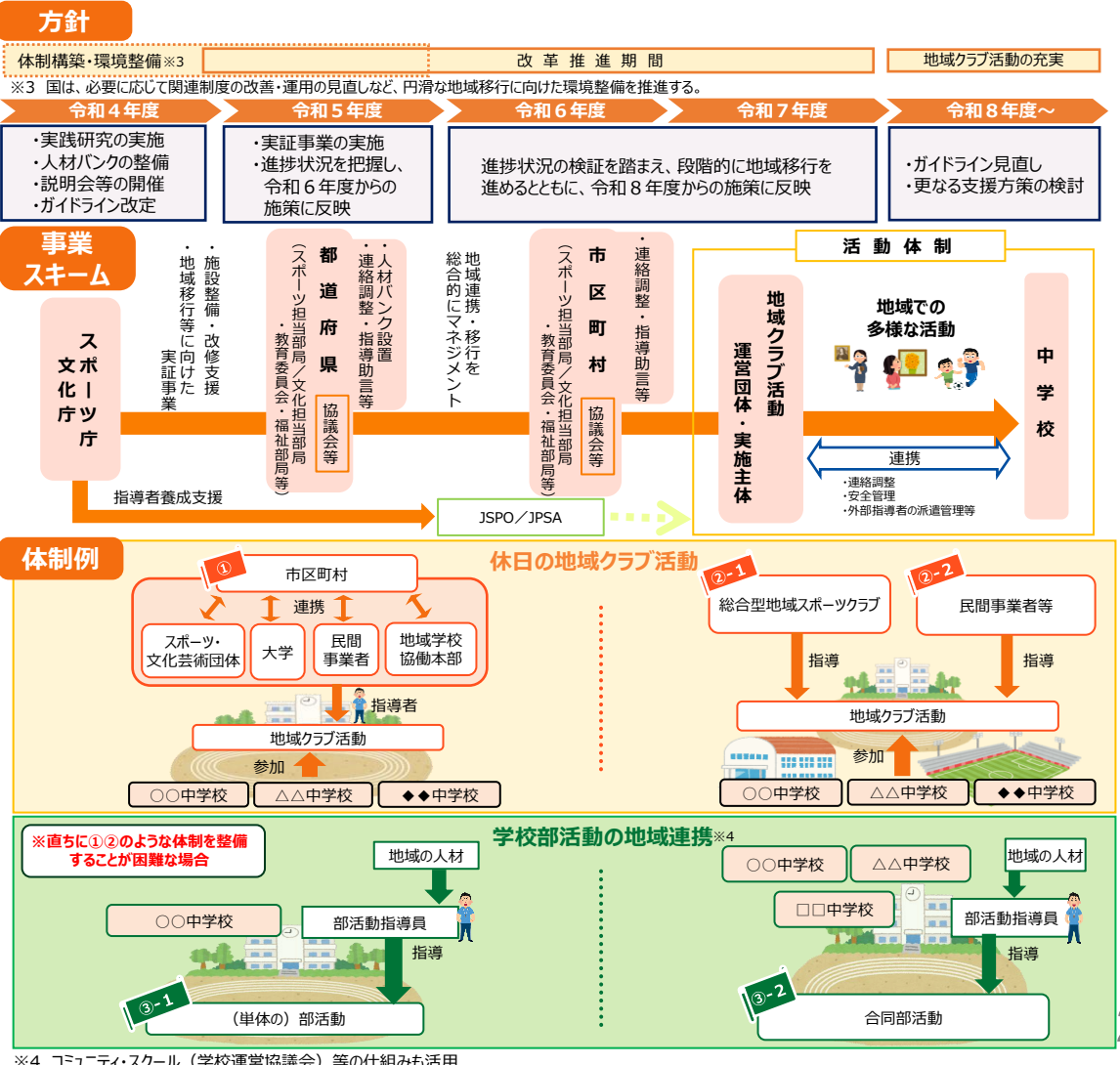
➡ 部活動指導員の配置を充実【12,552人(運動部：10,500人、文化部：2,052人)】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の**施設の整備・改修を支援**(用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等)。**【新規】**
- ・**指導者養成**のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の**都道府県大会等の創設・開催を支援**。

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。



文化庁活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額（案） 370百万円
 （前年度予算額） 304百万円
 令和4年度第2次補正予算額 370百万円



背景 課題

休日の文化庁活動の段階的な地域連携・地域移行と、地域における文化芸術環境を整備し、地域の実情に応じた全国的な取組を推進する。



芸術に親しむ機会 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。	学校教育の質 学校の働き方改革を推進し、 学校教育の質も向上 。	新しい価値の創出 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、 新しい価値の創出 。	多様な体験機会 地域の実情に応じた持続可能な多様な文化芸術環境を整備し、 多様な体験機会を確保 。
--	---	---	--

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業等 (140百万円)

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業 ※ 関連：伝統文化親子教室事業
 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する**実証事業を実施**し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

〈取組例〉

体制構築

○関係団体・市区町村等との連絡調整
○コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方

指導者の質の保障・量の確保

○人材の発掘・マッチング・配置
○平日・休日の一貫指導

関係団体・分野との連携強化

○文化芸術団体、大学、企業等
○まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

○多くの部活動の移行
○市区町村等を越えた取組

参加費用負担支援等

○困窮世帯の支援
○費用負担の在り方

学校施設の活用等

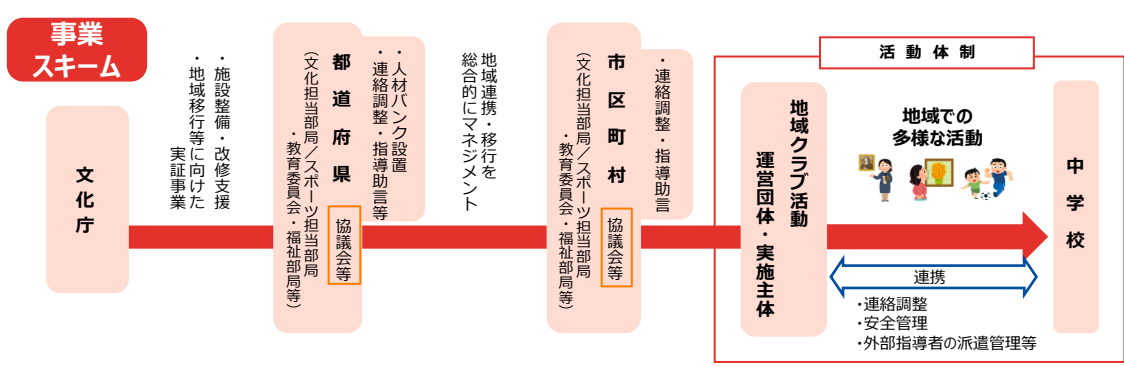
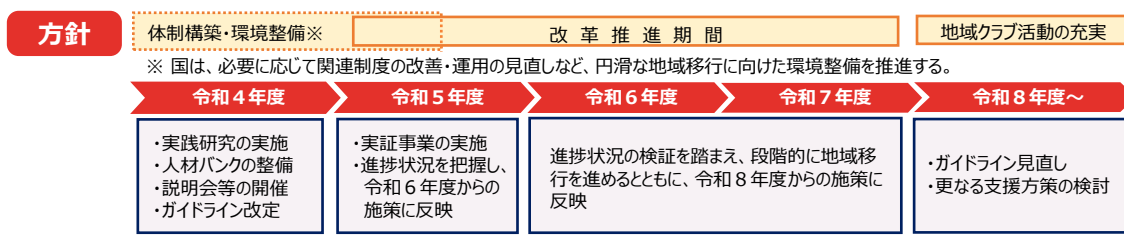
○効果的な活用や管理方法等

(2) 地域文化クラブ推進事業
 文化庁活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等を中心として地域移行等の課題へ取り組む実証事業を実施する。

※ 本資料における「文化芸術」には障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援事業 (230百万円)

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。
 ※ 補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
 ただし、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3



アウトプット (活動目標)	アウトカム (成果目標)	インパクト (国民・社会への影響)
令和5年度 実証事業 都道府県 47件程度 市区町村 90件程度 部活動指導員 2,052人配置	・教員の部活動指導にかかる負担軽減 ・部活動に代わりうる多様な文化芸術活動の創出 ・学校に閉じない多様な人間関係の構築	・学校教育の質の向上 ・地域の文化芸術活動の活性化 ・豊かな人間形成の促進

部活動の地域移行等に向けた実証事業等の募集スケジュール



令和4年度 補正予算 地域移行体制の構築に対する支援 予算額 3.7億円
 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの研修会開催等に係る経費
- ・地域スポーツクラブ活動／文化クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターの研修会開催に係る経費
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る説明会開催に係る経費
- ・実技指導等を行う指導者研修会開催に係る経費
- ・広域的な人材バンクの設置に係る経費 ※2
- ・経済的に困窮する世帯の参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築に係る経費

公募：2月 **〈補助〉**
交付決定：3月中

令和5年度 当初予算 部活動の地域移行等に向けた実証事業 予算額(案) 3.7億円

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

〈取組例〉



体制構築

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方



指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 平日・休日の一貫指導



関係団体・分野との連携強化

- 文化芸術団体、大学、企業等
- まちづくり・地域公共交通



面的・広域的な取組

- 多くの部活動の移行
- 市区町村等を超えた取組



参加費用負担支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方



学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法等

公募：2月 **〈委託〉**
締切：3月中
決定：4月予定

※ 説明収録時からスケジュールを変更しています。予定となりますので、詳細は募集案内の際に御確認ください。